渋川市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

１　趣旨

このガイドラインは、渋川市（以下「市」という。）が保有する施設又は市が実施する事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設等や募集の方法、応募者の選定等について基本的な考えをまとめたものです。

２　ネーミングライツ導入の目的

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

３　ネーミングライツの概要

（１）　ネーミングライツとは、「２　ネーミングライツ導入の目的」に資するため、市との契約により施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した企業など（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得るものです。

（２）　ネーミングライツの導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理費や運営費に充てることとします。

（３）　ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとします。

４　ネーミングライツの募集

ネーミングライツの募集は、市が選定した施設等についてネーミングライツパートナーを募集することにより行います。

「１１　選考方法等」の渋川市ネーミングライツパートナー選考委員会に係る事務以外は、原則として施設等の所管課等において事務を行うものとします。

５　導入対象施設等

（１）　ネーミングライツを導入する対象施設等（以下「導入対象施設等」という。）として、文化施設、スポーツ施設、観光施設、公園などの市有施設及びそれらの一部、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。

（２）　導入対象施設等は、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待される施設とします。

なお、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付することが適当でないと判断するものは、その対象外とします。

例：市役所庁舎や学校など

６　ネーミングライツ付与の対価

ネーミングライツパートナーから得る対価の目安となる額は、当該施設等の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他の地方公共団体における類似事例などを参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討することで設定します。

７　ネーミングライツパートナーとの連携

当該施設の魅力を高めるとともに地域活性化に向けた各種大会の企画、地域貢献活動の実施等について、ネーミングライツパートナーから提案を受けることができることとします。

８　契約期間

（１）　文化施設、スポーツ施設、観光施設、公園などの市有施設及びその一部の場合

原則３年以上とし、施設の設置目的などに応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間や契約期間を考慮し、適切な期間を設定します。

（２）　イベントや講座などのソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

９　愛称

（１）　愛称付与の条件

ア　市民や施設等使用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

イ　施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。

ウ　市民や施設等利用の混乱を避けるため、当面の間、正式名称を併記するなどの措置を講ずることができることとします。

（２）　使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア　法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
ウ　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
エ　政治性、宗教性のあるもの
オ　社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
カ　その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

（３）　愛称の変更

市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこととします。

１０　ネーミングライツパートナーの募集方法等

（１）　募集方法

募集は原則公募とし、市ホームページなどに掲載することにより行うこととします。

指定管理者制度導入施設においては、原則として指定管理者制度導入に合わせてネーミングライツを募集することとします。

（２）　応募資格

ネーミングライツパートナーの申込みをすることができる者の範囲は、次のいずれにも該当しない企業、個人の事業者、商店街等の連合体、公共的団体その他これに類するもの又はその他市長が適当と認めた者とします。

ア　市から指名停止措置又は不利益処分を受けているもの
イ　国税又は地方税（都道府県及び市町村税）を滞納しているもの
ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更正手続中のもの
エ　法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの又は抵触すると認められるもの
オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で、風俗営業と規定される営業及び風俗営業に類似する営業を行うもの
カ　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に掲げる貸金業に該当するもの
キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号又は同条第６号に規定されるもの
ク　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定されるもの
ケ　その他、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるもの

（３）　費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（４）　募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選考方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

ア　目的

イ　ネーミングライツを募集する対象施設等（名称、所在地、目的、概要）

ウ　募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項）

エ　選考方法等

オ　契約

カ　その他（愛称の周知など）

キ　問合せ先

（５）　募集期間

応募者にとって、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、多くの団体が応募できるよう、周知期間を含め、募集期間は原則として３０日以上とします。

（６）　提出書類（正本１部、副本７部）

No.	提　出　書　類
1	ネーミングライツパートナー申込書（様式第１号）
2	社会貢献（地域貢献）への取組（様式第２号）
3	提案内容（様式第３号） ※　希望者のみ
4	定款、規約又はこれに類する書類
5	登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※　個人事業者や団体等の場合は代表者の住民票の写し
6	直近３か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等） ※　個人事業者や団体等の場合は代表者の確定申告書(青色申告、白色申告)の写し
7	直近の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類

（７）　募集情報等に対する質問

応募資格のある団体等からの募集情報等に関する質問をネーミングライツパートナー募集要項に対する質問書（様式第５号）により受付けをし、市ホームページ等で回答します。

（８）　応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直した上で再度募集を実施するか、又は募集を取り止めることとします。

１１　選考方法等

（１）　対象施設等の決定

ネーミングライツの導入に当たり、市長が対象施設等の決定を行います。

（２）　優先交渉権者の選定

ネーミングライツパートナーの選考に当たり、関係部局の職員からなる渋川市ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置します。選考委員会では、「ネーミングライツパートナー選考基準（以下「選考基準」という。）」に基づき、次のそれぞれの事項について決定及び選定をします。

なお、選考委員会の組織及び選考基準などについては、別に定めます。

ア　募集要項の決定

ネーミングライツパートナーの募集に当たり、１０－（４）の募集要項を決定します。

イ　優先交渉権者の選定

選考基準に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、次点以下の交渉順位についても決定することとします。

なお、応募者が１者の場合であっても選考委員会を開催し、選考基準に基づき優先交渉権者を選定することとします。

また、指定管理者制度導入施設においては、当該施設の指定管理者又は指定管理者が指定する事業者を優先交渉権者とすることができることとしますが、この場合においても選考委員会を開催し、選考基準に基づき優先交渉権者を選定することとします。

ウ　選考結果の通知及び公表

全ての応募者に対し、選考の結果についてネーミングライツパートナー優先交渉権者採用・不採用通知書（様式第６号）により通知するとともに、市ホームページにおいて公表するものとします。

なお、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

エ　ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者を選定した後、市長がネーミングライツパートナーを決定します。

１２　契約の締結及び公表

（１）　契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

（２）　公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、速やかに当該団体等の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページなどにより公表することとします。

１３　費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

なお、詳細については募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定めることとします。

区　　分	ネーミングライツパートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の看板等の表示変更※1	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
パンフレット、封筒等の印刷物やＨＰの表示変更※2		○

※１　敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。

※２　残部数や切替えの時期などを考慮し、協議の上、決定することとします。

１４　契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが１０－（２）の応募資格を喪失、又は喪失することが明らかになった場合や社会的信用を損なう行為等により、市又は市有施設等のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれが認められる場合には、市は契約満了を待たずに契約を解除することとします。

この場合、看板、標識等の原状回復や契約解除に伴い必要となる費用については、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

１５　契約期間の満了

市は、契約期間満了までに当該施設等について、ネーミングライツの継続実施を判断します。

１６　指定管理者制度導入施設にかかる留意点

導入対象施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、次の点に留意することとします。

（１）　費用負担

現指定管理者が、ネーミングライツパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。

また、現指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合で、「１３　費用負担」の表以外にネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用については、指定管理者と指定管理者が指定するネーミングライツパートナーの協議により決定することとします。

（２）　その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市の三者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

１７　その他

このガイドラインは、運用状況及びその他の状況などに応じ、適宜見直しを行うこととし、また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

渋川市長　様

所　在　地
法 人 名 等
代表職・氏 名　　㊞

ネーミングライツパートナー申込書

ネーミングライツパートナー募集要項に定める事項に同意のうえ、次のとおり申込みます。また、下記の資格要件をすべて満たしていることに相違ありません。

1	市から指名停止措置又は不利益処分を受けていないこと。
2	国税又は地方税を滞納していないこと。
3	民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更正手続をしていない（ただし、再生計画又は更生計画が裁判所に承認された場合は除く。）こと。
4	法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で、風俗営業と規定される営業及び風俗営業に類似する営業を行っていないこと。
6	貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に掲げる貸金業に該当しないこと。
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団員及びその利益となる活動を行っていないこと。
8	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定される観察処分を受けていないこと。

番項	提 出 書 類	様式等
1	ネーミングライツパートナー申込書	様式第１号
2	社会貢献（地域貢献）への取組	様式第２号
3	提案内容 ※パートナーに採用された場合の提案がある場合（希望者のみ提出）	様式第３号
4	定款、規約又はこれに類する書類	任意様式
5	登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※　個人事業者や団体等の場合は代表者の住民票の写し	当該証明書
6	直近３か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等） ※　個人事業者や団体等の場合は代表者の確定申告書(青色申告、白色申告)　の写し	任意様式
7	直近の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類	当該証明書

※　各書類をＡ４サイズ、２穴、紐とじにし、正本１部・副本７部を作成し提出してください。

希 望 対 象 施 設	
希望ネーミングライツ料	１年間あたり　　円（税別）
希 望 契 約 期 間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで
応 募 の 動 機	（応募の動機）
	（応募者が感じる対象施設のイメージ）
愛 称 案 １	
愛 称 案 ２	
愛 称 案 の 理 由	（分かりやすさに配慮したポイント）
	（呼びやすさに配慮したポイント）
	（その他のアピールポイント）

※　企業ロゴやマークなどのデザインがある場合は、別に添付してください。

担 当 者 連 絡 先	部　　署
	氏　　名
	電 話 番 号
	ＦＡＸ 番 号
	Ｅ－ｍａｉｌ

渋川市内に支社、営業所等がある場合、名称等	法 人 名 等
	名　　称
	〒 群馬県渋川市
	電 話 番 号

様式第２号

令和　　年　　月　　日

法 人 名 等

社会貢献（地域貢献）への取組

（理念）

（実績）

（今後の計画）

（その他特筆すべき事項）

※　選考における評価の対象となりますので、ご記入ください。

様式第３号

令和　　年　　月　　日

法 人 名 等

提案内容

※　パートナーに採用された場合の提案がある場合（希望者のみ提出）

第１希望	

第２希望	

第３希望	

様式第４号

令和　　年　　月　　日

渋川市長　様

所　在　地
法 人 名 等
代表職・氏名　　㊞

応募辞退届

令和　　年　　月　　日に応募した　　ネーミングライツパートナーの申込みについては、下記理由により辞退します。

記

理 由	

担当者連絡先	部　　署
	役職・氏名
	電話番号
	FAX 番号
	E－mail

※　この届は辞退決定後、速やかに提出してください。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

渋川市長　様

法 人 名 等
担 当 部 署
担 当 者 名
所　在　地
電　　話
Ｅ－ｍａｉｌ

質問書

ネーミングライツに関して、次のとおり質問します。

番号	書類名	項	項番	質　問　内　容
1	□ 募集要項 □ その他 （　　）			
2	□ 募集要項 □ その他 （　　）			
3	□ 募集要項 □ その他 （　　）			

※　欄が足りない場合は、欄を追加するか、別紙に記載し、添付してください。

様式第６号

令和　　年　　月　　日

（ネーミングライツパートナー申込者）　様

渋川市長　　印

ネーミングライツパートナー優先交渉権者採用・不採用通知書

令和　　年　　月　　日付けで申込みのあった　　ネーミングライツパートナーについて、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　決定区分

【採用】　　【不採用】

２　対象施設・対象事業

３　ネーミングライツ料

年額　　円（税別）

４　契約の締結

今後、本市と詳細な部分についての協議を行い、契約を締結するものとします。

５　その他の条件、注意事項等

※　３～５の項目については、優先交渉権者として採用する団体のみ記載